

改正行政不服審査法施行（平成 28 年 4 月予定）に伴う  
山梨県個人情報保護条例改正について（協議）

1 「不服申立ての手続きを審査請求に一本化」への対応

⇒改正行政不服審査法に合わせた条例改正を行うこととしたい。

(主な改正内容)

- ・「不服申立て」「異議申立て」→「審査請求」に改正
- ・「不服申立人」→「審査請求人」に改正
- ・「裁決又は決定」→「裁決」に改正（「又は決定」の削除）

2 「審査請求をすることができる期間を「60 日」から「3 月」に延長」への対応

⇒条例改正は不要（ただし、知事が保有する個人情報の保護に係る事務取扱要領に定める「保有個人情報一部開示決定通知書（別記様式 10）」や「保有個人情報不開示決定通知書（別記様式 11）」等は改正する必要あり。）

3 「審理員制度の導入」への対応

⇒現行制度を基本（改正行政不服審査法における審理員による審理手続等に関する規定を適用除外とし、現行の個人情報保護審議会において審理を行う）としたい。

(理由)

法改正で新たに導入された新制度の趣旨はすでに現行制度に盛り込まれているため。

参考（改正行政不服審査法第 9 条第 1 項）

第 9 条（略）審査請求がされた行政庁（略）は、審査庁の所属する職員（略）のうちから第三節に規定する審理手続（略）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人（略）等（略）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

## 行政不服審査法関連3法の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

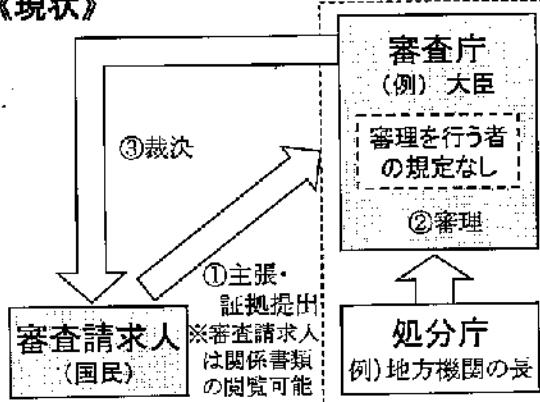
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

### 行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

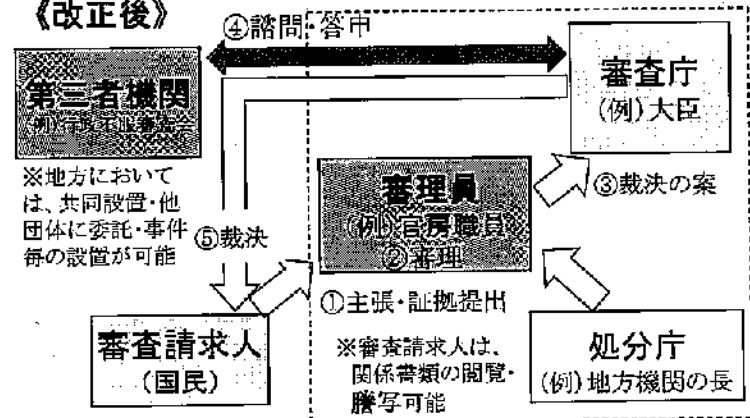
#### ○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

#### 《現状》



#### 《改正後》



#### ○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上
- ※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

#### ○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

### 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

#### ○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

- ・不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小など

### 行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

#### ○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度）など



# 行政不服審査法関連三法について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)  
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)  
行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)

平成26年6月  
総務省行政管理局

行政不服審査制度

- ・ 行政処分に關し、國民がその見直しを求め、行政廳に不服を申し立てる手続  
　　※ 國と地方公共團体に共通に適用 / 稅、社會保險、生活保護など、原則、全ての行政分野が対象

第1条(目的)※ この法律は、行政の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立ての権利を賦ることによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救濟を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

年度	件数	説明
平成23年度	約3万件	不服申立件数
平成24年の裁判受付件数	約4万8千件	(行政事件訴訟第一審)

約19割で一年以内に処理

卷之四

○昭和37年の行政不服審査法制定以来、50年以上、実質的な法改正がなく、行政手続法の制定(平成5年;聴聞手続など事前手続の整備)や、行政事件訴訟法の改正(平成16年;出訴期間延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手続の充実)など

の観点から、時代に即した見直しを実施

①公正性の向上、  
②使いやすさの向上、  
③国民の救済手段の充実・拡大、

經傳

平成20年4月	閣連法案を国会提出（福田内閣）	→	平成21年夏の衆議院解散により廃案
23年12月	見直し案を取りまとめ（野田内閣）	(法案提出には至らず)	
25年3月	士業団体、知事会等からヒアリング		
5月	パブリックコメント（「行政不服審査制度の見直しについて（案）」に関する意見募集）		
6月	総務省として「行政不服審査制度の見直し方針」を決定		
26年3月	行政不服審査法関連3法案を国会提出		
6月	行政不服審査法関連3法案が成立・公布	※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討	

## 公正性の回復へ 審査請求の強化(審理の見える化)

### ○不服申立ては、審査請求人と処分庁の主張を審理した上で、審査庁(大臣等)が裁決を行う手続

#### [見直し内容]

(1) 審理において、職員のうち処分に関与しない者(審理員)が、両者の主張を公正に審理(第9条)

- ・現在、審査請求の審理を行いうる者について法律に規定がないことがある。

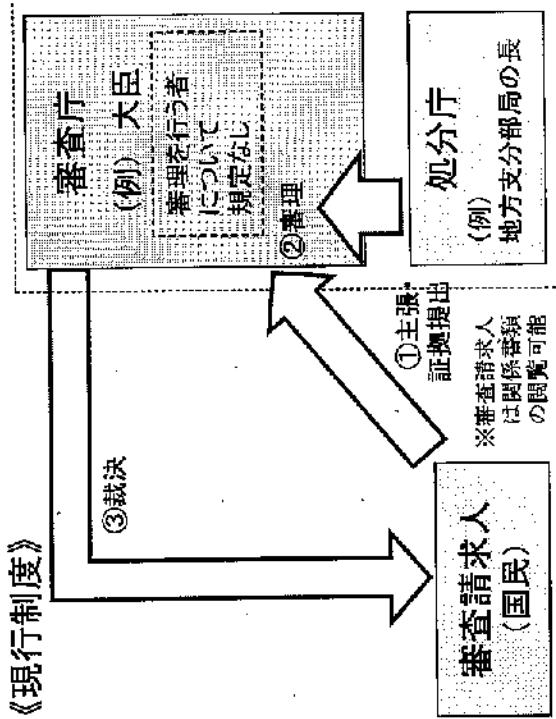
(2) 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検(第43条)

- ・第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上
- ・審査請求人が希望しない場合、第三者機関が不要と認めた場合には諸問を不要とし、迅速な裁決を希望する国民にも配慮

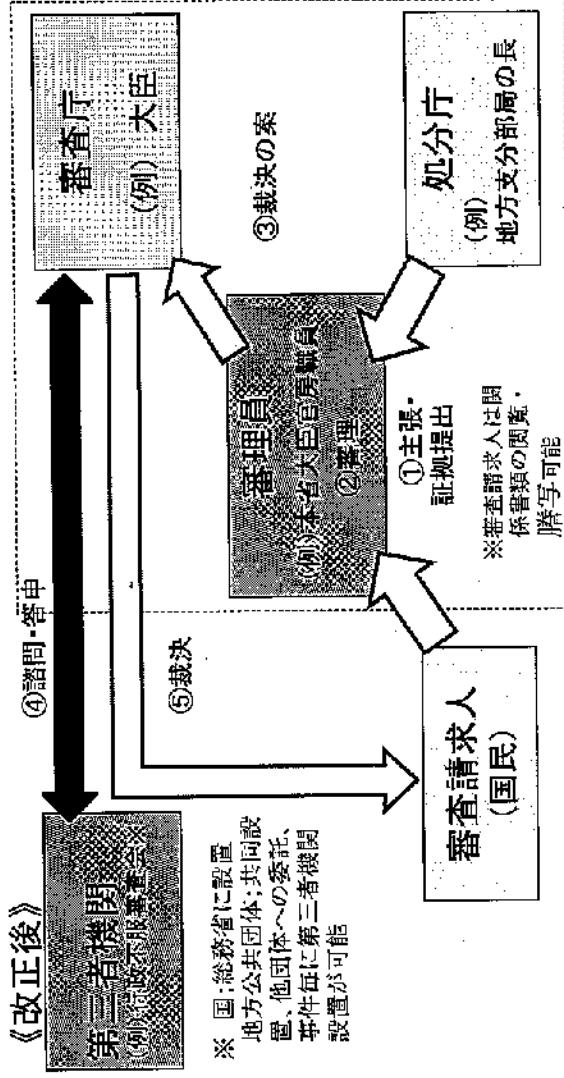
(3) 審理手続における審査請求人の権利を拡充

- ・証拠書類等の閲覧・聴取(第38条)、口頭意見陳述における処分庁への質問(第31条第5項)など。

## 《現行制度》



## 《改正後》



## 2. 使いやすさの向上と国民の利便性へ

### (1) 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長(第18条)

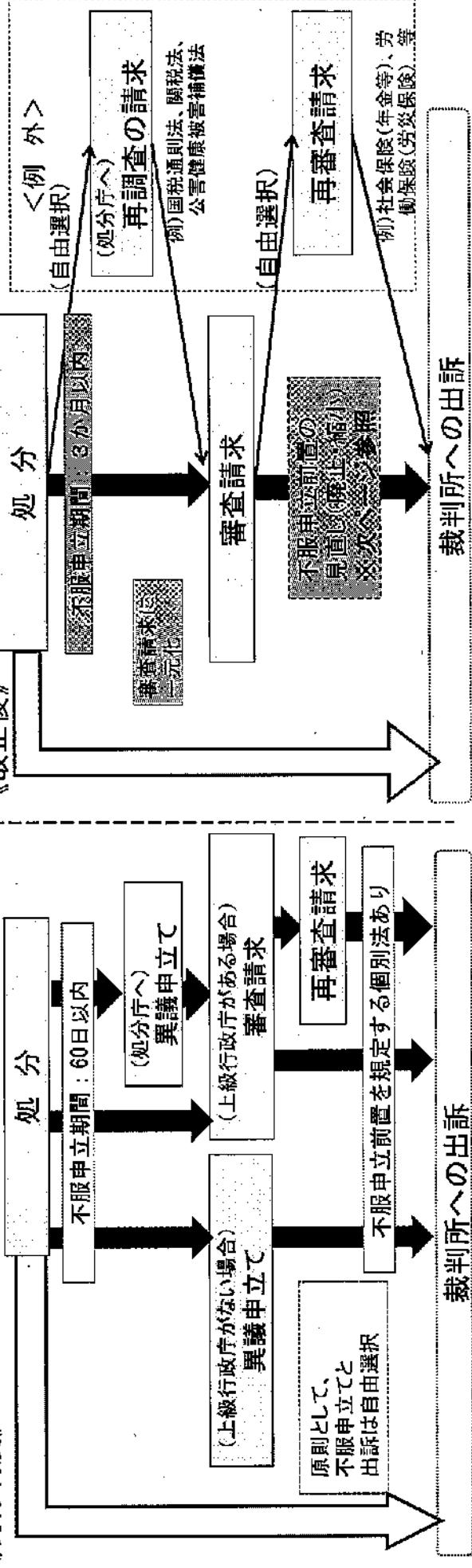
### (2) 不服申立ての手続を審査請求に一元化

- ・現行は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、処分庁から説明を受けける機会が与えられないなど「審査請求」と手続が異なる。「異議申立て」をなくし、「審査請求」に一元化(第2条)することで、こうした問題が解消
- ・不服申立てが大量にあるもの(国税、関税など)について、例外的に、「再調査の請求※」手続を設ける。申立人は、再調査の請求をすることなく、審査請求をすることができるものとする。(第5条)  
※ 処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査することによって処分の見直しを行う手続
- ・審査請求を経た後の救済手続として意義がある場合(社会保険、労働保険など)には、例外的に、再審査請求ができることとする。(第6条)

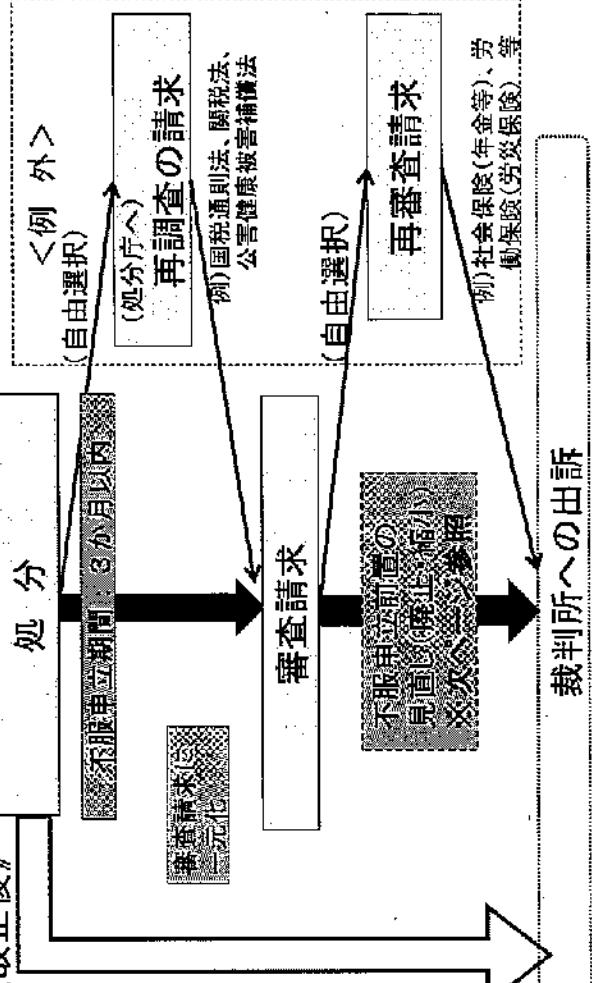
### (3) 標準審理期間の設定(第16条)、争点・証拠の事前整理手続の導入(第37条)などにより、迅速な審理を確保

### (4) 不服申立て前置化(次ページ参照)

## 《現行制度》



## 《改正後》

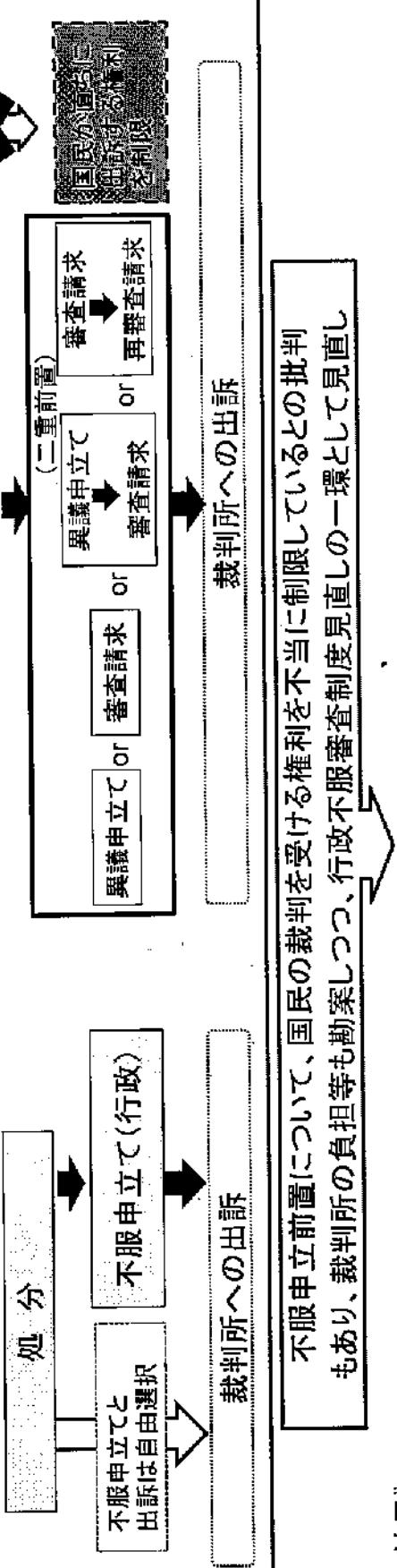


不服申立て前置の見直し

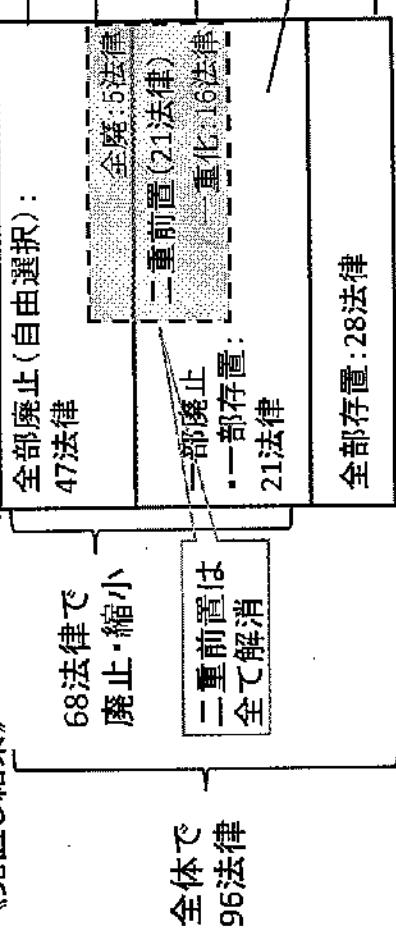
《不服申立前置》

- 行政の処分に不服がある場合に、不服申立てをするか、直ちに出訴するかは、国民が選択できることが原則。  
ただし、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴ができない旨（不服申立前置）を定める個別法が96ある。

### 【通常のケース】(行政事件訴訟法の原則)



《見直し結果》



- 不服申立前置を存置する場合。

- ①不服申立ての手続に一審代替性（高裁に提訴）があり、国民の手続負担の軽減が図られている場合（電波法、特許法など）  
②大量の不服申立てがあり、直ちに出訴されると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合（国税通則法、国民年金法、労働者災害補償保険法など）  
③第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されると考えられる場合等（公害健康被害補償法、国家公務員法など）

### 3 国民の利害手段の充実・拡大～行政手続法の改正～

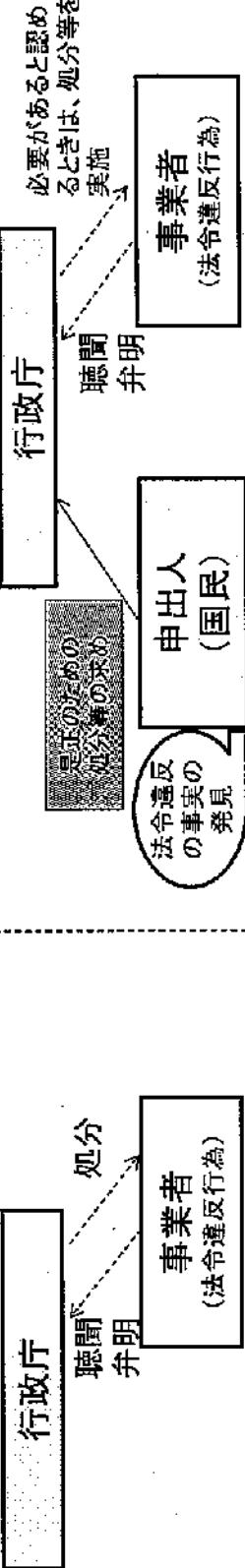
- 不服申立ては、行政処分を受けた場合に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付けた。

#### 〔見直し内容〕

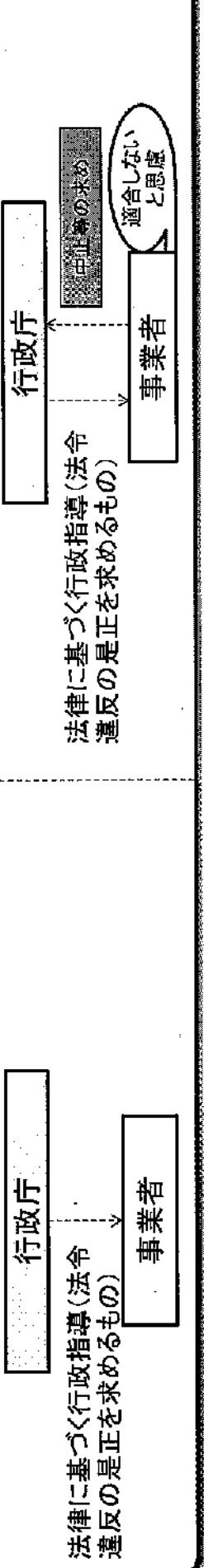
- (1) (法令違反の事実を発見すれば) 是正のための処分等を求めることができる。(第36条の3)  
・国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもの
- (2) (法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に) 中止等を求めることができる。(第36条の2)  
・法律に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める手続を法律上の手続として位置付けるもの

#### 《現行制度》

##### (1)一定の処分を求める申出



##### (2)行政指導にに対する是正の申出



新 法(平成二十一年法律第六八号)	現 行 法(昭和三十七年法律第百六十九号)
<p><b>行政不服審査法</b> 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十九号)の全部を改正する。</p> <p><b>目次</b></p> <p>第一章 総則(第一条 第八条)</p> <p>第二章 審査請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一節 審査及び審理関係人(第九条 第十七条)</li> <li>第二節 審査請求の手続(第八条 第二十七条)</li> <li>第三節 審理手続(第十八条 第四十二条)</li> <li>第四節 行政不服審査会等への諮問(第四十三条)</li> <li>第五節 裁決(第四十四条 第五十三条)</li> <li>第六節 母體の請求(第五十四条 第六十一条)</li> <li>第七節 母體在請求(第六十一条 第六十六条)</li> <li>第八節 行政不服審査会等</li> <li>第一節 行政不服審査会</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一款 設置及び組織(第六十七条 第七十二条)</li> <li>第二款 審査公の調査協議の手続(第七十四条 第七十九条)</li> <li>第三款 総則(第八十条)</li> </ul> <li>第二節 刑事公的団体に置かれる機関(第八十一条)</li> <li>第九節 補則(第八十二条 第八十七号)</li> </ul> <p><b>附則</b></p> <p>第一章 総則 (目的等)</p>	<p><b>行政不服審査法</b></p> <p><b>目次</b></p> <p>第二章 総則(第一条 第八条)</p> <p>第二章 手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一節 通則(第九条 第十二条)</li> <li>第二節 判分についての審査請求(第十四条 第四十四条)</li> <li>第三節 判分についての異議申立て(第四十五条 第四十八条)</li> <li>第四節 不作為についての不服申立て(第四十九条 第五十一条)</li> <li>第五節 再審査請求(第五十三条 第五十六条)</li> </ul> <p>第三章 補則(第五十七条 第五十八条)</p> <p><b>附則</b></p> <p>第二章 総則</p> <p>(この法律の施行)</p>
<p>第一条 この法律は、行政庁の審査又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し、國民が極めて迅速かつ公正な手続の下でなく行政</p>	<p>第一条 この法律は、行政庁の審査又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し、國民に対してなく行政に対する不服申立ての</p>

<p>第一条 この法律は、各本条に特記の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の取扱い物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの(以下「半実行行為」という。)が含まれるものとする。</p> <p>2 行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為(以下単に「処分」といふ。)に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。</p> <p><b>(解説)</b></p> <p>第一条 この法律は、各本条に特記の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の取扱い物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの(以下「半実行行為」という。)が含まれるものとする。</p> <p>2 (1)の法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対して相当の期間内にならかの判断その他の公権力の行使に当たる行為をすべきにかかるらず、これをしならざりせん。</p> <p>(不服申立ての範囲)</p> <p>第三条 (1)の法律による不服申立てでは、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあっては審査請求又は異議申立てとして、審査請求の裁決を経た後れのものにあっては再審査請求とする。</p> <p>2 審査請求は、処分を行なった行政(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政(以下「不作為庁」という。)以外の行政に対してもるものとして、異議申立ては、処分又は不作為に致したるものとする。</p> <p>処分についての不服申立てに関する一般規定(付録)</p> <p>第四条 行政庁の処分(1)の法律に基づく処分を除く。)に不服がある者は、次条及び第六条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各項に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることはできない旨の定めがある処分については、(1)の限りでない。</p>	<p>より、國民の権利利益の救済を図ることから、行政の適正な運営を確保することを目的とする。</p> <p>2 行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為に關し、國民に対してなく行政に対する不服申立ての</p>
--	--



<p><b>ない場合</b></p> <p>二 その他再審査の請求についての決定を経ないときにつき正確な理由がある場合</p> <p>(削除) → 第二条 (再審査請求)</p> <p>第六条 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての再審査請求の提出に不服がある者は、再審査請求をすることができる。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>2 再審査請求は、原権限(再審査請求をすることができる処分についての権限)の権限をいう。以下同じ。)又は当該処分(以下「原権限」以下简称。)を对象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。</p> <p>[削除]</p>	<p>三 その他再審査申請についての決定を経ないときにつき正確な理由がある場合</p> <p>(不作為についての不服申立て)</p> <p>第七条 [附] 第二条参照 (再審査請求)</p> <p>第八条 次の場合には、処分についての再審査請求が不服ある者は、再審査請求をすることができる。</p> <p>一 法律(条例に抵触する処分については、条例を含む。)に再審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。</p> <p>二 再審査請求をすることができる処分につき、その処分をする権限を有する行政庁(以下「原権限庁」という。)がその権限を他に委任した場合において委任を受けた行政庁がその委任に従つてした処分に係る再審査請求につき、原権限庁が審査官として裁決をしたとき。</p> <p>2 再審査請求は、前項第一号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に、同様第二号の場合にあつては、当該原権限庁が自ら当該処分をしたもののとした場合におけるその処分に係る再審査請求についての審査官が再審査官としてした裁決に不服ある者は、再び同じ再審査請求をすることができない。ハの場合は、当該原権限庁が自ら当該処分をしたもののとした場合におけるその処分に係る再審査請求についての再審査官に対して、その請求をするものとする。</p> <p>三 再審査請求をすることができる処分につき、その原権限庁がその権限を他に委任した場合において委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る再審査請求につき、原権限庁が自ら当該処分をしたもののとした場合におけるその処分に係る再審査請求についての審査官が再審査官としてした裁決に不服ある者は、再び同じ再審査請求をすることができない。ハの場合は、当該原権限庁が自ら当該処分をしたもののとした場合におけるその処分に係る再審査請求についての再審査官に対して、その請求をするものとする。</p>
<p>【参考】第四条第一項ただし書・参考</p> <p>ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に再審査請求又は異議申し立てをすることができない旨の定めがある処分に付しては、ハの限りでない。</p> <p>一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によって行われる処分</p> <p>二 裁判所若しくは裁判官の裁決により又は裁判の執行として行われる処分</p> <p>三 国会や両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらとの同意若しくは承認を得た上で行われるべきものとされている処分</p> <p>四 檢察官会議で決すべきものとされていいる処分</p> <p>五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの</p> <p>六 刑事事件に関する法令に基づき検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分</p> <p>七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において適用する場合を含む。)に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、税務官吏、税課長、税關職員又は税稅吏員(他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。)がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令(他の法令において適用する場合を含む。)に基づいて証券取引監視委員会(その職員(当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする処分</p> <p>八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対して行われる処分</p> <p>九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少</p>	<p>【参考】第四条第一項ただし書・参考</p> <p>ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に再審査請求又は異議申し立てをすることができない旨の定めがある処分に付しては、ハの限りでない。</p> <p>一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によって行われる処分</p> <p>二 裁判所若しくは裁判官の裁決により又は裁判の執行として行われる処分</p> <p>三 国会や両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらとの同意若しくは承認を得た上で行われるべきものとされている処分</p> <p>四 檢察官会議で決すべきものとされていいる処分</p> <p>五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの</p> <p>六 刑事事件に関する法令に基づき検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分</p> <p>七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において適用する場合を含む。)に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、税課官吏、税課長、税關職員又は税稅吏員(他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。)が行う処分</p> <p>八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対して行われる処分</p> <p>九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少</p>

	年院、少年鑑別所又は婦人矯正院において、収容の目的を達成するためにはされる処分	年院、少年鑑別所又は婦人矯正院において、収容の目的を達成するためには、これらの施設に収容されている者に対して行われる処分
十	外国人の出入国又は居化に関する処分	外国人の出入国又は帰化に関する処分
十一	平ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分	平ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
十二	この法律に基づく処分（第五章第一節第一款の規定に基づく処分を除く。）	【新規】
2	2) 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の専門家となるもの及びその不作為については、この法律の規定は適用しない。（特別の不服申立ての制度）	【参考】第四条（処分についての不服申立てに関する規定）第二項 前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求をすることができる処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。
	第八条 前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。	【参考】第四条（処分についての不服申立てに関する規定）第三項 前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。
	第二章 審査請求 第一節 審査官及び審理関係人 （審理員）	第二章 手続 第一節 通知 （新規）
	第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査官」という。）は、審査官に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合には、当該名簿に記載されている者）のうちから第二節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行ふ者を指するものとし、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査官以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査官である場合は第十四条の規定により審査請求手続を下す場合には、二の限りでない。 一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織	

	第五条第三項に規定する委員会	第五条第三項に規定する委員会
一	内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関	内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関
二	三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第二項に規定する機関	三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第二項に規定する機関
2	審査官が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に開示した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に開示した者若しくは開示するにとなる者	【新規】
	三 審査請求人 三 三 審査請求人の配偶者、配偶者の親族又は同居の親族 四 審査請求人の代理人 五 前二号に掲げる者であつた者	
六	六 審査請求人の後見人、被監督者、保佐人、保佐監督人、輔助人 又は補助監督人	
七	七 第十三条第一項に規定する利害関係人	
三	審査官が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同条の上欄に掲げる字句は、それぞれ同条の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。	【新規】
4	前項に規定する場合において、審査官は、必要があると認めるときは、その職員（第一項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一項を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項における記載内容を添えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第二項に規定する参加人の意見の陳述を聽かせ、前項	【参考】第三十一条（意見による審理手続） 第三十一条 審査官は、必要があると認めるときは、その職員に、第二十五条第一項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を明かせ、第十七条の規定による参考人の陳述を明かせ、第三十九条第一項の規定による審議をさせ、又は前項の規定による審査請求人若しくは参加人の審尋をさせることができる。

において読み替えて適用する第三十九条の規定による参考人の陳述を聽かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による後證をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

#### 〔附録〕第一十九条

(法人でない社団又は財團の審査請求)

第十条 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人のためがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

#### (総代)

第十二条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を行えることができる。

3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、一人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

（代理人による審査請求）

#### (不服申立ての方)

##### 第九条〔附〕第十九条參照

(法人でない社団又は財團の不服申立て)

第十条 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人のためがあるものは、その名で不服申立てをすることができる。

#### (総代)

第十二条 多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2 共同不服申立て人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、審査官（異議申立てにおいては処分庁又は不作為庁、再審査請求においては再審査官）は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同不服申立て人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同不服申立て人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

5 共同不服申立て人にに対する行政庁の通知その他の行為は、一人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立て人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

（代理人による不服申立て）

第十二条 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

#### 〔附録〕

#### 〔附録〕

#### (参加)

第十二条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る处分又は不作為に係る処分の提起したる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることがある。

3 審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（行政庁が裁決をする権限を有しなくなつた場合の措置）

第十四条 行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなつたときは、当該行政庁は、第

第十二条 不服申立てでは、代理人によつてすることができる。

2 代理人は、各自、不服申立て人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（代表者の資格の証明等）

第十三条 代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、書面で証明しなければならない。前条第一項ただし書に規定する特例の委任についても、同様とする。

2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、不服申立て人は、書面でその旨を審査官（異議申立てにおいては処分庁又は不作為庁、再審査請求においては再審査官）に届け出なければならぬ。

【参考】第二十一条（参加人）

第十四条 利害関係人は、審査官の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加することができる。

2 審査官は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として当該審査請求に参加することを求めることができる。

（新規）

（新規）

【参考】第二十一条（審査官が裁決をする権限を有しなくなつた場合）

第三十八条 審査官が審査請求を受理した後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなつたときは、当該行政庁は、

十九条に規定する審査請求又は第二十一条第一項に規定する審査請求及び関係官署との他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有するものとなつた行政庁に引き継がなければならぬ。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

#### (審理手続の承継)

第二十五条 勤務者本人が死亡したときは、相続人その他の法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査官に届け出なければならない。この場合には、届出若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を記す書面を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知が、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が一人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、

審査請求又は審査請求取扱い及び関係官署との他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することになつた行政庁に引き継がなければならない。この場合には、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

#### [参考] 第三十一条（手続の承継）

第三十七条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他の法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査官に届け出なければならない。この場合には、届出若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を記す書面を添付しなければならぬ。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人にあててされた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が一人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、

#### 全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査官の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

#### (審査請求期間)

第六条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査官となるべき行政庁（以下「審査官となるべき行政庁」という。）は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する権限をするまでに通常要すべき機関的な期間を定めるよう努めることとに、これを定めたときは、当該審査官となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であつて当該審査官となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）の事務所における幅広い他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

#### (審理員となるべき者の名簿)

第七条 审査官となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査官となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における幅広い他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

#### 第二節 審査請求の手続

##### (審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があつたことを知った日から起算して三月（当該処分について申請料の支拂をしなかったときは、当該再審査の請求についての決定があつたことを知った日の翌日から起算して三月）を超えて一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

#### (期限)

#### 全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査官の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

#### (審理)

#### (新規)

#### 第二節 処分についての審査請求

##### (審査請求期間)

第十四条 審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内（当該処分について申請料を支拂をしなかったときは、当該再審査申立てについての決定があつたことを知った日の翌日から起算して二十日以内）にしなければならない。ただし、天災その他審査請求をしかかつたりとしないに至らざる事由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における審査請求は、その原因がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。

2	処分についての審査請求は、処分（当該処分について西調査の請求をしたときは、当該西調査の請求についての決定）があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。	3	審査請求は、処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定）があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
3	次条に規定する郵便請求を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第二十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第五項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便を提出した場合における前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。  （審査請求書の提出）	4	審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第二十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第五項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便を提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。
	第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）により頭であることができる旨の定めがある場合を除き、命令で定めるとおりにしり、審査請求書を提出してしなければならない。		【参考】第九条（不不服申立ての方法）
	（削除）	第九条（）の法律に基づく不服申立てでは、他の法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）により頭であることができる旨の定めがある場合を除き、審査請求書を提出してしなければならない。	
	（削除）		
	（削除）		

2	処分についての審査請求などは、次に掲げる事項を記載しなければならない。  一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 審査請求に係る処分の内容 三 審査請求に係る処分（当該処分について西調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があつたことを知った年月日	3	第四項、第五十一条第一項、第五十二条第一項において適用する場合を含む。）並びに第五十八条第三項及び第四項の規定を適用する。  （審査請求書の記載事項）
4	審査請求には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。  一 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所 二 審査請求に係る処分 三 審査請求に係る処分がもつたことを知った年月日	5	第十五条 審査請求には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。  一 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所 二 審査請求に係る処分がもつたことを知った年月日
5	四 審査請求の趣旨及び理由 五 処分の教示の有無及びその内容 六 審査請求の年月日	6	四 審査請求の趣旨及び理由 五 処分の教示の有無及びその内容 六 審査請求の年月日
		【参考】第四十九条（不不服申立ての記載事項）	【参考】第四十九条（不不服申立ての記載事項）
		第四十九条 不作為についての異議申立て又は審査請求には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。  一 異議申立て人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所 二 当該不作為に係る処分その他の行為についての中請の内容及び年月日	第七十五条 不作为についての異議申立て又は審査請求には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。  一 異議申立て人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所 二 当該不作為に係る処分その他の行為についての中請の内容及び年月日
		三 異議申立て又は審査請求の年月日	三 異議申立て又は審査請求の年月日
6	審査請求人が、法人その他の団体若しくは財團である場合、総代を互選した場合は代理人による西調査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。	7	第六十五条 審査請求人が、法人その他の団体若しくは財團であるとき、総代を互選したとき又は代理人による西調査請求をするときは、審査請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。
5	処分についての審査請求には、第一項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。	8	第七十六条 審査請求には、前二項に規定する事項のほか、第十一条第一項の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、異議申立てをした年月日を、同条第三項の規定により異議申立て

- 一 第五条第一項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 西調査の請求をして年月日
- 二 第五条第一項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないとして以下の正當な理由
- 三 審査請求期間の満過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第1項ただし書に規定する正當な理由

(口頭による審査請求)

第十九条 口頭で審査請求をする場合には、前条第一項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

(区分行政等を経由する審査請求)

第二十条 審査請求をすべき行政庁が区分行政等と異なる場合における審査請求は、区分行政等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、区分行政等に審査請求書を提出し、又は区分行政等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、区分行政等は、直ちに、審査請求書又は審査請求書取扱い(前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第十九条第一項及び第五十五条において同じ。)を審査行どなるべき行

てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、その決定を経ならない場合には以下の正當な理由を記載しなければならない。

〔新規〕

〔新規〕

〔新規〕

- 4 審査請求書には、審査請求人(審査請求人が法人その他の団体又は財團であるときは代表者又は監理人、総代を互選したときは総代、代理人ならびに審査請求をするときは代理人)が押印しなければならない。

(口頭による審査請求)

第二十一条 口頭で審査請求をする場合には、前条第一項から第三項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

(区分行政等による審査請求)

第二十二条 審査請求は、区分行政等を経由してすることができる。この場合は、区分行政等に審査請求書を提出し、又は区分行政等に対し第十九条第一項から第三項までに規定する事項を陳述するものとする。

- 2 前項の場合には、区分行政等は、直ちに、審査請求書の正本又は審査請求書取扱い(前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。)を審査行どるべき行

政府に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、区分行政等に審査請求書を提出し、又は区分行政等に対し当該事項を陳述した時に、区分行政等についての審査請求があつたものとみなす。

(添つた教示をした場合の取扱い)

第二十三条 審査請求をすることができる区分につき、区分行政等が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として表示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を区分行政等又は審査行どるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により区分行政等に審査請求書が送付されたときは、区分行政等は、速やかに、これを審査行どるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 第一項の区分のうち、再調査の請求をすることができない区分につき、区分行政等が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合において、当該区分に再調査の請求がされたときは、区分行政等は、速やかに、再調査の請求書(第六十一条において読み替えて適用する第十九条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。)又は再調査の請求書取扱い(第六十一条において用ひる第10条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。)を審査行どるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

4 再調査の請求をすることができる区分につき、区分行政等が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、当該区分行政等に再調査の請求がされた場合は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求取扱い及び関係書類その他の物件を審査行どるべき行政庁に送

- 3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、区分行政等に審査請求書を提出し、又は区分行政等に対し当該事項を陳述した時に、審査請求があつたものとみなす。

(添つた教示をした場合の取扱い)

第二十四条 審査請求をすることができる区分(異議申立てをするものである区分を除く。)につき、区分行政等が誤って審査行でない行政庁を審査行として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書の正本及び副本を区分行政等又は審査行に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により区分行政等に審査請求書の正本及び副本が送付されたときは、区分行政等は、速やかに、その正本を審査行に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 第一項の区分につき、区分行政等が誤って異議申立てをすることができる旨を教示した場合において、当該区分に異議申立てがされたときは、区分行政等は、速やかに、異議申立て書又は異議申立て捺取書(第四十八条において適用する第十八条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。)を審査行に送付し、かつ、その旨を異議申立て人に通知しなければならない。

〔新規〕

<p>付しきなければならない。」の場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求の請求人及び第六十一条において審査請求で用する第三条第一項又は第二項の規定により当該再審査の請求に参加する者に通知しなければならない。</p>	<p>5 前各項の規定により審査請求又は再審査の請求書面は、再審査の請求が審査官となるべき行政庁に送付されたとき、初めから審査官となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。</p>
<p>(前條)</p>	<p>4 前二項の規定により審査請求書の正本又は原本申立書面は、申請書面が審査官に送付されたときは、はじめから審査官に審査請求がされたものとみなす。</p>
<p>第十九条 处分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求として表示した場合において、その表示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなす。</p>	<p>(再審申請の期間)</p>
<p>第二十条 (略) ※第五条第二項参照</p>	<p>第二十一条 審査請求が不適切であつて修正することができないものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、その修正を命じなければならぬ。</p>
<p>第一一四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しならざれば、審査官は、次節に規定する審理手続を経ないで、</p>	<p>第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。</p>
<p>2 審査請求が不適切であつて補正することができないことが明らかなるときは、前項と同様とする。</p>	<p>(執行停止)</p>
<p>第一一五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の執行を妨げない。</p>	<p>【参考】 第三十四条 (執行停止)</p>
<p>2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査官は、必要があるときめ</p>	<p>第十四条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の執行を妨げない。</p>
<p>る場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の執行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」といふ。）をとることができる。</p>	<p>2 処分庁の上級行政庁である審査官は、必要があると認めたときは、</p>
<p>3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査官は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上で、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の執行の全部又は一部の停止以外の措置をとることとはできない。</p>	<p>審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の執行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」といふ。）をとることができる。</p>
<p>4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手續の執行により生ずる重大な損害を避けるために審査の必要があると認めるときは、審査官は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本条について理由がないとみえるときは、この限りでない。</p>	<p>3 処分庁の上級行政庁以外の審査官は、必要があると認めるとときは、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上で、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の執行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。</p>
<p>5 審査官は、前項に規定する重大な損害を生ずるおそれがあると判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。</p>	<p>4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手續の執行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査官は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本条について理由がないとみえるときは、この限りでない。</p>
<p>6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるとときは、することができない。</p>	<p>5 審査官は、前項に規定する重大な損害を生ずるおそれがあると判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。</p>
<p>7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査官は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。</p>	<p>6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるとときは、することができない。</p>
<p>(執行停止の取消し)</p>	<p>7 執行停止の申立てがあつたときは、審査官は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。</p>
<p>第十九条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査官は、その執行停止を取り消すことができる。</p>	<p>【参考】 第三十五条 (執行停止の取消し)</p>
<p>(前條)</p>	<p>第十九条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査官は、その執行停止を取り消すことができる。</p>

<p>(審査請求の取下げ)</p> <p>第二十一条 告知請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取下げることができる。</p> <p>2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。</p>		<p>その執行停止を取り消すことができる。</p> <p>【参考】第三十九条 (審査請求の取下げ)</p> <p>第三十九条 告知請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取下げることができる。</p> <p>2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。</p>	
<p>第三節 審理手続</p> <p>(審理手続の計画的進行)</p> <p>第二十八条 審査請求人・参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとして審理手続の計画的な進行を図らなければならない。</p> <p>(弁明書の提出)</p> <p>第二十九条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求権取扱書の手しを処分庁等に交付しなければならない。 ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。</p> <p>2 審理員は、相手の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>(前段)</p> <p>(前段)</p> <p>(前段)</p> <p>3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に沿じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 処分についての審査請求に対する弁明書　処分の内容及び理由</p>		<p>【新規】</p> <p>(弁明書の提出)</p> <p>第二十九条 審査請求人・参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとして審理手続の計画的な進行を図らなければならない。</p> <p>2 審査請求人・参加人及び処分庁等は、相手の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>3 1 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。</p> <p>3 2 前項の規定にかかるらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合は、弁明書の正副二通が提出されたものとみなす。</p> <p>3 3 前項に規定する場合において、当該手引に係る電磁的記録については、弁明書の正本又は副本とみなして、次項及び第二十三条の規定を適用する。</p> <p>(新規)</p>	
<p>11 不作為についての審査請求に対する弁明書　区分をしていかう理由 出立時に予定される処分の時期、内容及び理由</p> <p>4 処分庁等が次に掲げる書面を保有する場合は、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。</p> <p>一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調査 及び同条第三項の報告書</p> <p>二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書</p> <p>5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があつたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。</p> <p>(反論書等の提出)</p> <p>第二十条 審査請求人は、前条第五項の規定により提出された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十一条第一項を除く。以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを審査請求人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。</p> <p>(前段) 第二十三条 (口頭意見陳述)</p> <p>第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合は、審理員</p>		<p>【新規】</p> <p>5 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、若き請求の全部を容認すべきときは、この限りでない。</p> <p>(反論書の提出)</p> <p>第二十三条 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けてあれば、これをに対する反論書を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(参加人)</p> <p>第二十四条 【附】 第二十三条参照 (審理の方式)</p> <p>第二十五条 審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は</p>	

は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第一項第一号において「申立て人」という。）に口頭で審査請求による事件に関する意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、当該申立て人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2. **申請本文の規定による意見の陳述**（以下「口頭意見陳述」という。）には、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3. 口頭意見陳述において、申立て人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

4. 「口頭意見陳述において、審理員は、申立てのする陳述が事件に関するない事実にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。」

5. 口頭意見陳述に際し、申立て人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件について、処分庁等に対して質問を発することができる。

（証拠書類等の提出）

第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2. 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3. 前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（罰則）一第三十四条

参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立て人に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならぬ。

（新規）

2. 前項ただし書の場合には、審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（新規）

（新規）

（証拠書類等の提出）

第二十六条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審査庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【参考】第三十三条（処分庁からの物件の提出及び開示）第一項  
処分庁は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる。

（新規）一第一項ただし書

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第三十七条 【附】※第三十四条参照

（事件の提出要求）

第三十二条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を専め置くことができる。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知つている事実の陳述を求める、又は鑑定を求めることができる。

（検証）

第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2. 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えてなければならない。

（審理関係人への質問）

第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求による事件に関して、審理関係人に質問することができる。

（審理手続の計画的遂行）

第三十七条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多數あり又は複雑したことなるなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行つたために、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認められる場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに因する意見の陳述を行つうことができる。

2. 審理員は、審理関係人が遙隔の地に居住している場合はその他相当と認められる場合には、命令で定めるところにより、審理員及び審理関係人へ

（事件の提出要求）

第二十八条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めるか？その提出された物件を専め置くことができる。

【参考】第三十七条（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第二十九条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

（検証）

第三十条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2. 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立て人に通知し、これに立ち会う機会を与えてなければならない。

（審査請求人又は参加人の質問）

第三十一条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は参り人を招集することができる。

（新規）

（新規）

が音声の送受信による通話をすることができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行つうことができる。

3. 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定期限を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定期限を変更したときも、同様とする。

〔削除〕 → 第九条第四項

〔削除〕

## 〔審査請求人等による提出書類等の閲覧等〕

第三十八条〔削除〕 → 第三十九条第一項

審査請求人又は参加人は、第三十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第三十九条第四項在中に掲げる者又は第三十一条第一項若しくは第十一項若しくは第三十二条の規定により提出された書類その他の物をいう。次項において同じ。）の閲覧（定額的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によりては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）における場合は、記録を記載する事項を審査員が定める方法により表示したもの）の閲覧又は該書類若しくは当該書類の写し若しくは当該書類的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることがができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができる。

2. 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交

〔新規〕

## (審査による審理手続)

第三十二条〔略〕 ※第九条第四項参照

## (他の法令に基づく調査権との關係)

第三十二条 前五条の規定は、審査官である行政方が他の法令に基づいて有する調査権の行使を妨げない。

## (処分官からの物件の提出及び閲覧)

第三十三条〔略〕 ※第三十二条参照

2. 審査請求人又は参加人は、審査官に対し、処分官から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

〔新規〕

付をしないとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聽かなければならない。ただし、審理員が、その必要があると認めることは、この限りでない。

3. 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4. 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、命令で定めるところにより、審査の範囲内において命令で定める額の手数料を支拂わなければならない。

5. 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、命令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6. 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政方が審査官である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」であり、又は地方公共団体に所属しない行政方が審査官である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査官」とする。

〔削除〕 → 第三十五条

〔削除〕 → 第三十六条

〔審理手続の併合又は分離〕

第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

(審理員による審理手続の併合の届出)

第四十条 審理員は、必要があると認める場合には、審査官に対し、審理手続を停止する旨の意見書を提出することができる。

3. 審査官は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

〔新規〕

〔新規〕

〔新規〕

## (執行停止)

第三十四条〔略〕 ※第三十五条参照

## (執行停止の取消し)

第三十五条〔略〕 ※第三十五条参照

## (手続の併合又は分離)

第三十六条 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

〔新規〕

	〔削除〕 → 第二十九条	(手続の本筋)
	〔削除〕 → 第二十七条	第三十七条 〔略〕 ※第二十五条参照 〔審査官が裁決をする権限を有しなくなつた場合の措置〕
2.	〔削除〕 → 第二十七条 〔審査官手続の終結〕	第三十八条 〔略〕 ※第二十四条参照 〔審査請求の取下り〕
	第四十一条 審理員は、公認が審理を終えたに附めないときは、審理手続を終結するものとする。	第三十九条 〔略〕 ※第二十七条参照
2.	前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。	〔新規〕
	一 次のイから六までに掲げる規定の相当の期間内に、当該イから六までに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期限内に当該物件が提出されなかつたとき。	〔新規〕
	イ 第二十九条第一項弁明書	
	ロ 第三十条第一項後段 反論書	
	ハ 第二十二条第二項後段 意見書	
	ニ 第二十二条第三項 証拠書類(注)は証拠物又は書類その他の物件	
	ホ 第三十三条前段 書類その他の物件	
3.	申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出席しなかつたとき。	〔新規〕
	審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに審理関係人に対して、審理手続を終結した旨並びに本文第一項に規定する審理員意見及び事件記録(書面請求者、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第二四二条第一項において同じ。)を審査官に提出する予定期間を通知するものとする。前該予定期間を変更したときは、	

	「回避とする」 (審理員意見書)	
	第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、速やかに、審査官がすぐちを終決に附する意見書(以下「審理員意見書」という。)を作成しなければならない。	〔新規〕
2.	審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録(注)に記入し、審査官に提出しなければならない。	〔新規〕
	第四節 行政不服審査会等の査問	〔新規〕
	第四十三条 審査官は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査官が主任の大臣又は官内省長官若しくは内閣府政策法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第一項に規定する所の長である場合にあつては行政不服審査官に、審査官が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあつては長、監理委員又は理事会)である場合にあつては第八十条第一項又は第二項の機関に、そぞそんと諮詢しなければならぬ。	〔新規〕
	一 審査請求に係る処分をしていわゆるときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第六十一条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議定又はこれらの機関に附するものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経るにじめができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合	
	二 裁決をしようとするものに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第六十一条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議定又はこれらの機関に附するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経るにじめができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合	
三	第百四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合	

- 四 繁忙請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項者しくは第二項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しない旨について反対する旨の申出がされている場合を除く。）

五 繁忙請求人が、行政不服審査会等により、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を整しないものと認められたものである場合

六 繁忙請求が不適法であり、却下する場合

七 第四十一条第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び新東上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第四十七条第一項若しくは第二号の規定により審査請求に係る新東上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すと共に当該事件上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃すること並びについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見見附送においてその旨の意見が述べられている場合は除く。）

八 第四十六条第一項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとりたいとする場合（当該申請の全部を認容するにについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見見附送においてその旨の意見が述べられている場合は除く。）

2 前項の規定による箇目は、審理費百圓及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

3 第一項の規定により諮問をした審査会は、審理關係人（如分行事が審査会である場合には、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理費百圓の手しを送付しなければならない。

第五节 战役

(競争の時期)

第四十四条 第二項は、行政不服審査会等から諮詢に交付する件申を受けること（前項第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第一項又は第三項に該当する場合を除く。）においては審議會意見書が提出されたとき、同項第一項又は第三項に該当する場合における同項第一項又は第三項に規定する請求を送たとき）は、過疎なく、裁決をしなければならぬ。

(現分からずの荷物請求の却下又は無効)

第四十五条 但分に付ての審査請求が提起の原因審査後にそれたちの  
である場合その他の方法である場合には、審査官は、裁決で、行政審  
査請求を却下する。

〔别余〕二郎因之大惊异其高才

[附錄] 一九四七條本文

[削除] → 第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條

3 種差請求に係る処分が違法又は不當ではあるが、これを取り消し、又は無効とする権限により公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受けける権限の程度、その権限の階級又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し又は無効するこれが公共の福祉に適合しないと認めたときは、審査官は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査官は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不當であることを宣言しなければならない。  
(処分についての審査請求の権限)

第四十一条 惩罰（再発上の行為を除く。以下この条及び第四十八条に  
記載して置く。）は、たゞてその審査請求が理由がある場合（前条第三項の  
規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分

〔新歌〕

[新規]

(卷末)

第四十条 痢査請求が法定の期間経過後にされたものであつて、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。  
2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。  
3 [附] 案第四十六条规定第一項本文参照  
4 [附] 案第四十七条规定本文参照  
5 [附] 案第四十六条规定第一项本文参照  
6 勘定が送達又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤回するににより公の利益に著しい障害を生ずる場合に於いて、審査請求人の受けける損害の程度、その損害の賠償又は停止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、勘定を取り消し又は撤回することが公共の福祉に適合しないと認めるとときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該勘定が送達又は不当であることを宣言しなければならない。【参考】第四十一条第三項、第五項

5 | 3 | 处分（事務行為を除く）についての審査請求が理由があるときは  
5 | 4 | 審査官は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。  
前二項の場合において審査官が処分の上級行政官であるときは

	の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分中の上級行政庁又は処分行のいずれでもない場合は、当該処分を変更する」とはできない。	審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分行に対し当該事実行為を変更すべき命令を命ずる場合に於てその旨を宣言することができる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべき命令を命ずることとはできない。
2	前項の規定により法令に従つて申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対し一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。	〔新規〕
	一 処分行の上級行政庁である審査庁 当該処分行に対し、当該処分をすべき旨を命ずる。	〔新規〕
2	二 処分行である審査庁 当該処分せしむる。	〔新規〕
3	前項に規定する一定の処分に關し、第四十三条规定第一項第一号に規定する権を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要な場合あるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。	〔新規〕
4	前項に規定する定めがある場合のほか、第四項に規定する一定の処分に關し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとするべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要な場合あるときは、審査庁は、当該手続をとる事ができる。	〔新規〕
	第四十七条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合(第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言すべき旨に、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分行の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずる事はできない。	〔参考〕 第四十一条第三項・第五项

	一 処分行以外の審査庁 新設処分行に対して、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを變更すべき旨を命ずる。	事実行為を変更すべき命令を命ずることはできない。
1	二 処分行である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを變更する。	〔新規〕
	〔不利益要因の除外〕	〔参考〕 第四十二条第一項
	第四十八条 第四十二条第一項本文又は同項の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を察りし、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれがを変更する」とはできない。	ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべき命令を命ずることとはできない。
	〔不作為についての審査請求の難次〕	〔参考〕 第五十二条第一項
	第四十九条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたらのである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。	〔参考〕 第五十二条第一項
2	不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。	2 不作為についての審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
3	不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該中止に対して一定の処分をすべきものと認めたときは、当該各号に定める措置をとる。	3 不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為に対しすみやかに申請に対するなんらかの行為をすべき命令を命ぜるとともに、裁決で、その旨を宣言する。
	一 不作為の上級行政庁である審査庁 当該不作為に対し、当該処分をすべき旨を命ずる。	〔新規〕
4	不作為の上級行政庁である審査庁 当該処分をすべき旨を命ずる。	〔新規〕
	審査請求に係る不作為に係る処分に關し、第四十三条规定第一項第一号に規定する権を経るべき旨の定めがある場合に応じて、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要な場合あるときは、審査庁は、	〔新規〕
5	当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。	〔新規〕
	前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係	

る処分に因り、他の法令に關係行政機關との協議の実績その他の手続をとじるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めたときは、審査庁は、当該手続をとることとができる。

#### (裁決の方式)

**第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。**

#### 〔一 主文〕

#### 〔二 幕僚の要旨〕

#### 〔三 審理関係人の主張の要旨〕

**四 理由**（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等による審査会等の答申書と異なる内容である場合は、陳述するところとなつた理由を含む。）

**〔四 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への轉聞を取しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。〕**

**〔五 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十一条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。〕**

#### (裁決の効力発生)

**第五十一条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者の中のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方に送達された時に、その效力を生ずる。）**

**〔二 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の副本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の副本を送付することができない場合には、公示の方法によつてする。〕**

〔三 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の副本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示板に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の副本の送付があつたものとみなす。〕

**〔四 審査庁は、裁決書の副本を参加人及び処分庁（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。〕**

#### (裁決の拘束力)

**第五十二条 裁決は、關係行政庁を拘束する。**

**〔二 申請に基づいてした処分が手続の違法者しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。〕**

**〔三 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。〕**

**〔四 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。〕**

#### (証拠書類等の返還)

**第五十三条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証明書又は書類その他の物件ならびに第三十二条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。**

#### 〔二章 再調査の請求〕

#### (裁決の方式)

**第四十一条 裁決は、書面ではない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印をしなければならない。**

#### 〔新版〕

#### 〔新規〕

#### 〔新規〕

#### 〔新規〕

**〔二 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査庭及び再審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。〕**

#### (裁決の効力発生)

**第四十二条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者の中のしたものである場合における第四十六条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方に送達するにあつて、その効力を生ずる。）**

**〔二 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の副本を送付することによって行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないときその他裁決書の副本を送付することができないときは、公示の方法によつてする。〕**

〔三 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の副本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示板に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の副本の送付があつたものとみなす。〕

**〔四 審査庁は、裁決書の副本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。〕**

#### (裁決の拘束力)

**第四十三条 裁決は、關係行政庁を拘束する。**

**〔二 申請に基づいてした処分が手続の違法者しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。〕**

**〔三 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。〕**

**〔四 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。〕**

#### (証拠書類等の返還)

**第四十四条 審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第三十二条の規定により提出された証拠書類又は証明書及び第三十八条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。**

#### 〔二章 処分についての異議申立て〕

#### (再調査の請求期)

第五十四条 考調査の請求は、処分があつた日を期した日の翌日から起算して三月を超過したときは、する限りができない。ただし、正当な理由があつときは、リの限りでない。

2 再調査の請求は、処分があつた日の翌日から起算して一年を超過したときは、する限りができない。ただし、正当な理由があるときは、リの限りでない。

#### (誤った表示をした場合の取消)

第五十五条 考調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を表示しなかつた場合において、審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求権取扱いを処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁別書が送付された後に沿らなければ、リの限りでない。

2 前項本文の規定により審査請求書又は審査請求権取扱いの送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

3 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求権取扱いが処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとなる。

#### (再調査の請求についての決定を遅延し審査請求がされた場合)

第五十六条 第五条第一項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該再調査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分（事実上の行為を除く。）を取り消す旨の第六十条第一項の決定書の副本を発している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤消している場合は、当該再調査請求（処分（事実上の行為を除く。）の1

#### (異議申立て期)

第五十七条 異議申立てでは、処分があつたことを知った日から起算して六十日以内にしなければならない。

第百四十八条において適用する第十四条第一項ただし書・第二項

〔新規〕 第四十八条において適用する第十四条第二項

#### (誤った表示をした場合の取消)

第四十条 異議申立てをすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を表示した場合（審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査庁でない行政庁を審査庁として表示した場合を含む。）において、その旨が示された行政庁に背面で審査請求がなされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を当該処分庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

#### 〔新規〕

2 前項の規定により審査請求書が処分庁に送付されたときは、はじめから処分庁に異議申立てがされたものとみなす。

#### 〔新規〕

部を取り消す旨の第五十九条第一項の決定がされている場合又は事実上の行為の一部が撤回されている場合には、その部分に限る。)が取り下がられたものとみなす。

#### (三月後の表示)

第五十七条 処分庁は、再調査の請求がされた日（第六十一条において読み替えて適用する第六十一条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合には、当該不備が補正された日）の翌日から起算して三月を超過しても当該再調査の請求が係属しているときは、過疎なく、当該処分について何らかの審査請求をすることができる旨を裏面での再調査の請求人に表示しなければならない。

#### (再調査の請求の却下又は棄却の決定)

第五十八条 考調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、次第に、当該再調査の請求を却下する。

2 考調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

#### (再調査の請求の附決の決定)

第五十九条 処分（事実上の行為を除く。）についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを棄却する。

2 事実上の行為についての申請者の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不適である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを棄却する。

#### 〔新規〕

第四十七条 異議申立てが法の期間経過後にされたものであるとともに、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分（事実上の行為を除く。）についての異議申立てが理由がある場合、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを棄却する。ただし、異議申立て人の不利益に当該処分を棄却するに同意ができない、また、当該処分が法令に基づく協議会との他の合議制の行政機関の管轄に屬するに被されたものであるときは、さらに当該行政機関に協議し、その結果に達つかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを棄却することができない。

4 事実上の行為についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、当該事実上の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを棄却するとともに、決定で、その旨を宣言する。ただし、異議申立て人の不利益に事実の行為を棄却することができない。

3) 处分行は、前二項の場合において、再審査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を變更することができない。

(決定的方式)

第六十条 前二条の規定は、本文及び理由を記載し、処分行が記名押印した決定書によりしなければならない。

2) 処分行は、前項の決定書（再審査の請求による处分の全部を取り消し、又は被處する決定に係るものを除く。）に、再審査の請求による处分につき審査請求をすることが出来る旨（却下の決定であつて場合はあつては、当該決定の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを表示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第六十一条 第九条第四項、第十条から第十六条まで、第十八条第二項（第十九条第三項並びに第五項第一号及び第二号を除く。）、第二十一条、第二十三条（第十四条、第十五条规定の第三項を除く。）、第二十六条、第二十七条、第二十二条（第五项を除く。）、第三十二条（第一項を除く。）、第三十九条、第五十条、及び第五十三条の規定は、再審査の請求について準用する。この場合において、当表第二の上欄に掲げる規定中同表の出欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(削除)

[削除] → 第十九条第三項

(削除)

(削除)

[削除] → 第四十九条

[削除]

[削除]

第四章 再審査請求

(再審査請求期間)

第六十一条 再審査請求は、原裁決があつたことを知った日の翌日から起算して一年を超過しないわが、すなはちいつてもうだらう。ただし、正当事由があるときは、この限りでない。

2) 再審査請求は、原裁決があつた日の翌日から起算して一年を超過しないときは、するといふことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(裁決書の添付)

第六十三条 第六十六条第一項において読み替えて適用する第九条第二項に規定する審理員又は第六十六条第一項において適用する第九条规定の号に掲げる機関である再審査院（他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁（第六十六条第一項において読み替えて適用する第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）は、原裁決をした行政庁に対し、原裁決に係る裁決書の添付を取めるものとする。

(再審査請求の却下又は棄却の裁決)

(新規) 一 第四十一条第三項ただし書、第四項ただし書

(新規) 一 第四十八条において廃川する第四十一条第一項

5) 処分行は、審査請求をすることができる処分に係る異議申立てについて決定をする場合はば、異議申立人が当該処分につきもしくは審査請求をしている場合を除き、決定書に、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査手数及び審査請求期間を記載して、これを表示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第四十八条 前節（第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項から第五項まで、第二十五条第一項及び第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条を除く。）の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

(第四節 不作為についての不服申立て)

(不服申立て書の記載事項)

第四十九条 【附】 第四十九条第三項参照

(不作為の処分の決定その他の措置)

第五十条 不作為についての異議申立てが不適切であるときは、不作為の処分は、決定して、当該異議申立てを却下する。

2) 前項の場合を除くほか、不作為の処分は、不作為についての異議申立てがあつた日の翌日から起算して三十日以内に、申請に対する答申か

の行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならぬ。

(審査手数の裁決)

第五十一条 【附】 第五十九条参照

(処分についての審査請求に関する規定の準用)

第五十二条 第十五条第一項及び第四項、第二十二条、第二十七条から第二十九条まで、第五十一条第一項及び第五十二条第一項から第三項までの規定は、不作為についての異議申立てに準用する。

2) 第二十四条（第五十条、第五十五条第一項及び第三項、第六十条から第二十一条まで、第二十四条、第三十条、第三十五条、第四十条、第五十条第一項並びに第五十二条を除く。）の規定は、不作為についての審査請求に準用する。

(第五節 再審査請求)

第五十三条 再審査請求は、審査請求についての裁決があつたことを知った日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

第五十五条において廃川する第十四条第一項ただし書、第二項

(新規) 一 第五十六条において準用する第十四条第三項

(裁決書の送付請求)

第五十四条 再審査院は、再審査請求を受理したときは、審査件に対し、審査請求についての裁決書の送付を求めることができる。

(裁決)

<p><b>第六十四条</b> 再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査官は、概ねで、当該再審査請求を却下する。</p> <p>2 再審査請求が理由がない場合には、再審査官は、概ねで、当該再審査請求を棄却する。</p> <p>3 再審査請求に係る原裁決（再審請求を却下し、又は棄却したものに限る。）が違法又は不当である場合において、当該再審請求に係る处分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査官は、概ねで、当該再審査請求を棄却する。</p> <p>4 判決に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁決等が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃する限り公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受けた損害の程度、その損害の額又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、原裁決等を取り消し、又は撤廃するに当たる公の法律に適合しないと認めるときは、再審査官は、概ねで、当該再審査請求を棄却する（ただし、この場合には、再審査官は、概ねの半文で、当該原裁決等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。） 〔再審査請求の認容の範囲〕</p>	<p><b>第五十五条</b> 【新規】 一 第五十六条规定において適用する第四十条第一項 【新規】 一 第五十六条规定において適用する第四十条第二項 再審査請求を却下し又は棄却した報酬が違法又は不当である場合においても、当該報酬に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査官は、当該再審査請求を棄却する。</p> <p><b>〔新規〕</b> 一 第五十六条规定において適用する第四十条第六項</p>
<p><b>第六十五条</b> 原裁決等（事実上の行為を除く。）に対する再審査請求が理由がある場合（前条第四項に規定する場合及び同条第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、再審査官は、概ねで、当該原裁決等の全部又は一部を取り消す。</p> <p>2 事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合（前条第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、概ねで、当該事実上の行為が違法又は不正である旨を宣言するに当たっては、处分方に就り、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ぜる。</p> <p>〔審査請求に関する規定の適用〕</p>	<p><b>〔新規〕</b> 一 第五十六条规定において適用する第四十条第三項 〔新規〕 一 第五十六条规定において適用する第四十一条第四項 〔審査請求に関する規定の適用〕</p>
<p><b>第六十六条</b> 第一章（第九条第三項、第十八条（第二项を除く。）、第二十九条第三項並びに第五章第一号及び第一号（第二十一条、第二十二十五条第二項、第二十九条（第一項を除く。）、第三十条第一項、第四十一条第五項第一号イ及びロ、第四四条、第四十五条から第四十九条まで並びに第五十条第三項を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。）の場合は、再審査請求について準用する。）の場合は、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる半文は、それぞれ同表の下欄に掲げる半文に読み替えるものとする。</p>	<p><b>第五十六条</b> 第一節（第十四条第一項本文、第十五条第二項、第十八条</p>
<p>十九条第三項並びに第五章第一号及び第一号（第二十一条、第二十二条第五項、第二十九条（第一項を除く。）、第三十条第一項、第四十一条第五項第一号イ及びロ、第四四条、第四十五条から第四十九条まで並びに第五十条第三項を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。）の場合は、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる半文は、それぞれ同表の下欄に掲げる半文に読み替えるものとする。</p> <p>2 世界貿易が前項において準用する第五条第一項各号に付ける様式である場合には、前項において準用する第五十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>から第二十条まで、第二十一條及び第二十三條を除く。）の規定は、再審査請求に適用する。</p> <p><b>〔新規〕</b></p>
<p><b>第五章 行政不服審査会等</b> 第一節 行政不服審査会 第一款 設置及び組織</p>	<p><b>〔新規〕</b></p>
<p>（設置） <b>第六十七条</b> 総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」といふ。）を置く。</p>	<p><b>〔新規〕</b></p>
<p>2 審査会は、以下の法律の規定によりその権限に属せられた事項を處理する。</p>	<p><b>〔新規〕</b></p>
<p>（組織） <b>第六十八条</b> 審査会は、委員会をもつて組織する。</p>	<p><b>〔新規〕</b></p>
<p>2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。</p>	<p><b>〔新規〕</b></p>
<p>（委員） <b>第六十九条</b> 委員は、審査会の権限に属する事項に因る公正な判断をすることができる。かつて、法律又は行政に関する慣習を有する者のうちから、両議院の同意を得て、總務大臣が任命する。</p>	<p><b>〔新規〕</b></p>
<p>2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の附会又は衆議院の承認のために両議院の同意を得るに足りないときは</p>	<p><b>〔新規〕</b></p>

	「総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。」	〔新規〕
3	前項の場合においては、任命権最初の国会で監視院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。	〔新規〕
4	委員の任期は、三年とする。ただし、相次ぐ委員の任期は、前任者の後任期間とする。	〔新規〕
5	委員は、再任されることができる。	〔新規〕
6	委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行つものとする。	〔新規〕
7	総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、監視院の同意を得て、その委員を罷免することができる。	〔新規〕
8	委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その隠匿を追いた後も同様とする。	〔新規〕
9	委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は種種的に政治活動をしてはならない。	〔新規〕
10	会計の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする報酬を行つてはならない。	〔新規〕
11	委員の賃与は、別に法律で定める。	〔新規〕
	(会長)	
1	第七十条 第三項に、会長を置き、委員の互選により選任する。	
2	会長は、会務を終理し、若社会を代表する。	〔新規〕
3	会長に事故があるときは、めらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。	〔新規〕

	(専門委員)	
1	第七十一条 督査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。	〔新規〕
2	専門委員は、審議議論のある者のうちから、総務大臣が任命する。	〔新規〕
3	専門委員は、その者の任命に係る両議院の事項に関する調査が終了したときまで、就任せねばならぬ。	〔新規〕
4	専門委員は、非常勤とする。	〔新規〕
	(会合議体)	
1	第七十二条 督査会は、委員のうちから、督査会が任命する者二人をもつて構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。	〔新規〕
2	前項の規定にかかるわらず、督査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。	〔新規〕
	(事務局)	
1	第七十三条 督査会の事務を処理せしむるため、督査会に事務局を置く。	〔新規〕
2	事務局に、事務局長のほか、所要の成員を置く。	〔新規〕
3	事務局長は、会員の命を受けて、貿易を管理する。	〔新規〕
	第一项 督査会の調査権限の手続	〔新規〕
	(審査会の調査権限)	
1	第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に附し、審査請求人・参加人又は第四十三条第一項の規定により審査人に認めた審査官(以下「」の者において「審査団体人」という。)にその主張を辯護した審面(以下「」の者において「主張審面」という。)又は資料の提出を求める(以下「」とし、辯面と認めた者にその知つてらるる事実の陳述又は鑑定を求める)ことその他の必要な調査をすることができる。	〔新規〕
	(意見の陳述)	
1	第七十五条 審査会は、審査請求人の申立てがあつた場合には、当該審	〔新規〕

<p>2   <b>審査係人に口頭で意見を述べる機会を手をなげなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合は、この限りでない。</b></p> <p>前項本文の場合において、審査請求人は参加人は、審査会の許可を得て、被辯人として出頭することができる。</p> <p>(主張書面等の提出)</p> <p>第七十六条 番査請求人は、必要があると認める場合には、その捺印する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査係人の意見の陳述を聽かせることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第七十八条 番査請求人は、審査会に対して、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(専門的記録にありては、記録された事項を検査が定める方法により表示したものとの閲覧)又は当該主張書面若しくは資料資料の子し若しくは当該専門的記録に記録された事項を品評した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めらるときは、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>2   <b>審査会は、相手の規定による調査をさせ、又は同項の規定による交付をしないとするときは、当該請求又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聽かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めらるときは、この限りでない。</b></p> <p>3   <b>番査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</b></p> <p>4   <b>第一項の規定による交付を受けた審査請求人に参加人は、命令で定めるところにより、実際の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</b></p>	<p>〔新規〕</p> <p>〔新規〕</p> <p>〔新規〕</p> <p>〔新規〕</p>
<p>5   <b>審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、「相手の手数料を減額」又は免除することができる。</b></p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第七十九条 番査請求人は、諮詢に対する結果をしたどもは、答申書の子しを審査請求人及び参加人に交付するとともに、答申の内容を公示するものとする。</p> <p><b>第二章 推則</b></p> <p><b>(政令への委任)</b></p> <p>第八十条 「の」が律に定めるものほか、審査会に關じる要事項は、政令で定める。</p> <p><b>第二節 地方公共団体に置かれる機関</b></p> <p>第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するための機関を設く。</p> <p>2   <b>前項の規定にかかるわざ、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての次第等に置き回すの機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するための機関を置くこととする。</b></p> <p>3   <b>前項第一款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。</b></p> <p>4   <b>前三項に定めるものは、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に關じる要事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあつては、</b></p>	<p>〔新規〕</p> <p>〔新規〕</p> <p>〔新規〕</p> <p>〔新規〕</p>

では、同項の規定)で定める。

## 第六章 條則

### 不服申立てをすべき行政等の教示)

第八十二条 行政官は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において「不服申立て」と総称する。)をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対して当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

2 行政官は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でなければならぬ。

### 附則(一)第十七条第一項

### (教示をしなかつた場合の不服申立て)

第八十三条 行政官が前条の規定による教示をしなかつた場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分官に不服申立書を提出することができる。

2 第十九条(第五項第一号及び第二号を除く。)の規定は、前項の不服申立書について適用する。

3 第二項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が処分官以外の行政官に対する審査請求をすることができる処分で

## 第三章 條則

### (審査官等の教示)

第五十七条 行政官は、審査請求者若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において単に「不服申立て」という。)をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対して、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政官及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

2 行政官は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政官及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

4 前二項の規定は、地方公共団体その他の公共団体に対する処分についても適用しない。

### (教示をしなかつた場合の不服申立て)

第五十八条 行政官が前条の規定による教示をしなかつたときは、当該処分について不服がある者は、当該処分官に不服申立書を提出することができる。

2 前項の不服申立書については、第十五条(第三項を除く。)の規定を準用する。

3 第二項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が審査請求をすることができる処分であるときは(黙認申立てをす

るとりしかるべき処分であることを除く。)は、処分官は、するやかに、当該不服申立書の正本を審査官に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づく処分官以外の行政官に不服申立てをすることができる処分であるときは、回避する。

4 前項の規定により不服申立書の正本が送付されたときは、はじめから当該行政官に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

5 第二項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、はじめから当該処分官に不服申立て又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

〔情報の提供〕

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。)につき教示、決定その他の処分(同条において「裁決等」という。)をする権限を有する行政官は、不服申立てをしたうえで、不服申立て書の記載に照する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

〔公表〕

第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政官は、当該行政官がした裁決等の内容その他の当該行政官における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

〔命令への委任〕

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

〔罰則〕

第八十七条 第六十九条第八項の規定に違反して権限を濫用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

るところのうちの処分であることを除く。)は、処分官は、するやかに、当該不服申立書の正本を審査官に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づく処分官以外の行政官に不服申立てをすることができる処分であるときは、回避する。

4 前項の規定により不服申立書の正本が送付されたときは、はじめから当該審査官又は行政官に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

5 第二項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、はじめから当該処分官に不服申立て又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

### 〔新規〕

### 〔新規〕

### 〔新規〕

附 則  
(施行期日)

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内に於て政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(通ずる)  
(適用指定期間)

第三条 第六十九条第一項の規定による審査会の委員の任命に因る必要行為は、この法律の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(適用指定期間)

第四条 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この法律の施行前にされた行政庁の処分又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお從前の例による。

第五条 第二条第一項の規定にかかる者は、九人のうち、三人は二年、六人は一年とする。

2) 前項に規定する各委員の任期は、総務大臣が定める。

(その他の経過措置の命令の委任)

第六条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に因る必要な経過措置は、政令で定める。

(候補)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を超過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとすれば、その結果に即ちして所要の措置を講ずるやうにしする。

附 則

1) この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2) 評議法(明治二十二年法律第百五号)は、廃止する。

3) この法律は、この法律の施行前にされた行政庁の処分及びこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為についても、適用する。

4) この法律の施行前に提起された訴願については、この法律の施行後もなお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願の裁決又はこの法律の施行前に提起された訴願については、この法律の施行後にされる裁決にさらに不服がある場合の不服申立てについても、同様とする。

5) 訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てにつき、この法律の施行前にされた行政庁の裁決、決定その他の処分については、附則第三項の規定にかかるらず、この法律による審査請求又は異議申立てをすることができない。前項の規定によりこの法律の施行後における訴願の裁決についても、同様とする。